

## ○ 「電子処方せんの運用ガイドライン」の改正事項

(下線部が改正箇所)

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p align="center"><b>電子処方せんの運用ガイドライン</b></p> <p align="right">平成 28 年 3 月 31 日<br/>一部改正 平成 30 年 7 月 30 日<br/>厚生労働省</p>   | <p align="center"><b>電子処方せんの運用ガイドライン</b></p> <p align="right">平成 28 年 3 月 31 日 厚生労働省</p>   |
| <p><b>(1) 電子処方せんに対応した薬局の場合</b></p> <p>医療機関、電子処方せんに対応した薬局における手続きは、以下のとおりとする。「電子処方せん引換証」「処方せん ID」「確認番号」の様式等は、(3) のとおりとする。<br/>①～⑰ (略)</p> <p>(※) 電子処方せんの記載のフォーマットは、以下を踏まえたものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医薬品マスター (社会保険診療報酬支払基金：医薬品マスター)</li> <li>・用法マスター (厚生労働省標準規格 HS027 処方・注射オーダ標準用法規格 (日本医療情報学会))</li> <li>・電子処方箋標準フォーマット (別添「<u>電子処方箋 CDA 記述仕様 第1版</u>」(平成 30 年 7 月))</li> </ul> | <p><b>(1) 電子処方せんに対応した薬局の場合</b></p> <p>医療機関、電子処方せんに対応した薬局における手続きは、以下のとおりとする。「電子処方せん引換証」「処方せん ID」「確認番号」の様式等は、(3) のとおりとする。<br/>①～⑰ (略)</p> <p>(※) 電子処方せんの記載のフォーマットは、以下を踏まえたものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医薬品マスター (社会保険診療報酬支払基金：医薬品マスター)</li> <li>・用法マスター (日本医療情報学会：<u>処方オーダーリングシステム用標準用法マスター</u>)</li> <li>・電子処方箋標準フォーマット (平成 26 年度厚生労働科学研究 <u>電子化した処方箋の標準化様式の整備と運用に関する研究：電子的処方指示・調剤実施情報提供書 CDA 記述仕様</u>)</li> </ul> |